資料4

子育て支援課家庭相談係の事業

児童虐待・児童相談

１．児童虐待とは

（１）児童虐待の種別

虐待の種類	内　　容
身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞めるなど
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間差別、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう・激しい夫婦喧嘩をする（面前 DV）など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなど
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

（２）虐待された子どもへの影響

・栄養失調、愛情不足による発育不良、知的発達の遅れ
・自己評価が低く、自信・自尊心が持てない
・人の顔色をうかがう。おびえた表情を見せる
・人間関係がうまく築けない
・すぐ暴力をふるう
・自分が親になったときに虐待を繰り返してしまうことがある

２．児童相談の状況

年度	児童相談（回数）	うち虐待		相談数前年度比（%）
令和３年	3,365	1,633	48.5%	-
令和４年	2,880	1,236	42.9%	△14.4
令和５年	2,991	1,153	38.5%	3.9
令和６年	3,238	1,443	44.6%	8.3
令和７年	2,734	1,126	41.2%	△15.6

※相談回数は、来所・電話・訪問による対応数で、同一世帯に複数回対応した場合も計上。

３．児童の一時保護

（１）中濃子ども相談センターによる一時保護児童数及び女性保護による同伴児童数

年度	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
人数	35	32	27	27	19

（２）一時保護の主な要因と解除後の状況（令和７年度）

・要因

虐待 12 人（DV 被害含む）、養育困難・養育不安２人、虞犯・触法１人、家庭問題４人

・解除後の状況

自宅 12 人、親族宅２人、施設入所５人

４．近年の動向

（１）相談の傾向

・相談回数が増加し、相談に占める虐待の割合も全体の約４割と高い数値が続いている。

・相談種別として、児童の発達障害を起因とする虐待やぐ犯行為による非行相談などが増加。

・複雑な家庭環境（ステップファミリーなど）、親の長期にわたる精神疾患、親の未熟さや知的・精神・発達障がい等による養育能力の低さ、低所得による生活困窮等。

・子どもの前での夫婦喧嘩（面前 DV）による、心理的虐待の増加（警察が介入するケース）。

（２）外国籍のケース

・文化の違い、養育への考え方の違い、虐待に対する意識の違いがあり、虐待が繰り返されるケースが目立つ。

・親が母国語・児童が日本語のみ理解できる家庭があり、家庭内の意思疎通が不十分なケース。

（３）特定妊婦への対応

・若年や未婚、精神疾患の既往、望まない妊娠、妊婦健診未受診など、出産前において支援を行うことが必要な妊婦への対応が複合化・複雑化しており支援が困難になっている。

（４）関係機関との連携強化

・子ども相談センター、女性相談支援センター、可児警察署、子ども家庭支援センターとも、民生児童委員、学校教育課、小中学校、保育園、幼稚園、健康増進課（保健センター）、こども発達支援センターくれよん、福祉関係部署等との連携をより深めることができており、多機関・多職種が協働して支援。

・令和６年４月より、子育て健康プラザ mano（マーノ）内に、「可児市こども家庭センター」を設置し、母子保健と児童福祉の二つの機能を一体化して、妊産婦からこども、子育て家庭に対する切れ目のない包括的な支援・相談を実施。

子育て世帯訪問支援事業（令和６年度から開始）

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

1．支援対象者

（１）保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者

（２）食事、生活習慣等について不適当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者

（３）若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦

（４）その他市長が特に支援が必要と認める者

2．事業の内容

区分	援助の内容
家事支援	・食事の準備（片付け、買い物代行含む） ・衣類の洗濯 ・居室等の日常的な掃除、整理整頓 ・その他必要な家事支援
育児・養育支援	・育児サポート（児童の見守り、おむつ交換、着替え、沐浴の介助など） ・外出補助（買い物や通院、散歩など） ・その他必要な子育て支援
子育て等に関する不安や悩み傾聴	・悩みの傾聴 ・相談・助言
情報提供	・母子保健施策や子育て支援施策の情報提供

3．事業実績

年度	支援世帯	延べ訪問回数
令和６年度	８世帯	120 回
令和７年度	５世帯	59 回

（１）家庭の環境

・精神疾患を有する母が出産し、産後うつ状態にあった母への育児手技の支援

・若年で療育手帳を有する母が出産し、家事・育児手技の支援

（２）事業の効果

・保護者の精神的安定が図られ、虐待リスクを回避できている。

・保護者が育児手技等の養育力を身につけ、養育環境が整い、子の良好な発達につながる。

親子関係形成支援事業（令和７年度から開始）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする。

1．支援対象者

（１）保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者

（２）保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者

（３）乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者

2．事業の内容・実施方法

（１）講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニングの実施。

（２）同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場の提供

3．事業の実施方法

(1)　定員は 10 名程度とし、原則としてグループで実施すること。この場合において、グループワークを行う際は、親子関係形成支援プログラムを利用する対象者（以下「利用者」という。）の支援ニーズに合わせて組み合わせを考える等、配慮すること。

(2)　１回の講座時間は、90 分から 120 分程度とし、５回以上８回以下の連続講座とすること。

(3)　利用者が自身の取組を通して学べるよう、学んだことを家庭で実践し、後に続く講座において振り返るような機会を設ける等、配慮すること。

(4)　利用者が相互に気軽に悩み若しくは不安を相談及び共有し、又は情報交換できるよう配慮すること。

4．事業実績

・１クール目（令和７年９月４日～10 月９日　毎週木曜日）：８名

・２クール目（令和８年１月 22 日～２月 26 日　毎週木曜日）：10 名

5．事業の効果（参加者のアンケートより抜粋）

・参加者同士のつながりができ、日々の育児の悩みを共有することで孤独感の軽減ができた。

・グループワークを通じて自己肯定感が高まり、子どもへも接し方も優しくなれた。

・参加したことで、考え方や自分の子育てについて見直し、自分の心の持ちようがかなり変わった。